５　特別支援教育の取組の実際 ～幼稚園等～

幼稚園等での気付き

近年、重度の障がいのある子どもたちは、乳幼児検診等の充実によって、生後早い段階で、適切な診断や早期の療育につながることが多くなってきました。しかし、幼稚園、保育所等に在籍している発達障がい等のある子どもたちについては、特別な支援の必要性を早期に見極めることが難しい場合があります。

乳幼児期は、発達の個人差が大きく、同一年齢であっても、これまでの生活環境や性格によって、行動の仕方が大きく異なってきます。そのため、子どもの障がいに家族も気づかないまま入園し、毎日の活動の中で、教職員が他の子どもと比べて気になるところがあることに気付くことも多くあります。

そこで、幼稚園等では、特別な支援が必要な子どもであるかどうか、どのような点に留意して子どもの行動を見ていけばよいかを、教職員が共通理解しておくことが必要になります。また、乳幼児期の子どもの言葉や運動、社会性等の発達の段階について十分把握しておくことも重要です。子どもを見る視点には、以下のようなものがあげられます。

○　基本的生活習慣に関すること･･･手先の不器用さ、箸やスプーンの持ち方、衣服の着脱の仕方、食事の仕方、偏食、排泄の仕方等
○　身体の動きに関すること･･･歩き方、走り方、姿勢、階段の昇降、運動遊びの仕方、遊具遊びの仕方、バランス運動の様子等
○　集団のきまりやルールを守ること･･･集団行動への参加、課題への取組、ごっこ遊びへの取組、ルールのある遊びへの取組、活動の見通しの理解、注意集中の状態、情緒の安定等
○　適切なコミュニケーションを取ること･･･発音、発語の状態、会話のやり取り、大人や子ども同士との関わり方、話題の内容等
○　見る、聞く等の感覚に関すること･･･目つき、見え方、見るときの姿勢、細かい作業への取組、大きな音や小さな音への反応等

実態把握の方法

特別な支援が必要な子どもの実態把握を行うには、まず、園生活全般における基本的生活習慣や友だちとの関わり、言葉の状態等、日々の行動観察が大事になります。行動観察はそれぞれの教職員で毎日、記録されていますが、気になる行動については、項目を検討して行動観察記録表を作成し、記録するとよいでしょう。この記録を整理し、実態を把握します。複数の教職員の視点で行うことも重要です。また、標準化された検査やチェックリスト等を用いての実態把握の方法も必要です。

実態把握は、園生活だけではなく、保護者と連携して、家庭生活の聞き取り等を行い、保護者

の願いや本人のニーズを十分に聞き取り、多面的に把握しておきましょう。必要に応じて、保健師や地域療育コーディネーター等との連携により、支援を必要とする子どもの実態を把握していくことも大切です。

発達検査の例

○　遠城寺式乳幼児分析的発達検査法･･･運動・社会性・言語の３分野から質問項目を構成し、乳幼児発達の傾向を全般的にわたって分析し、子どもの発達の状態を見出す検査

○　津守・稲毛式 乳幼児精神発達診断法･･･質問紙により、乳幼児の発達状況をとらえる検査

○　新版S-M社会生活能力検査法･･･子どもの社会生活能力を捉える検査

特別支援教育の体制

まずは、園長を始めとする管理職がリーダーシップを発揮し、積極的に特別支援教育の推進を行うことが大切です。園内の教職員に対して、研修等を行い特別支援教育についての理解を深め、園内の特別支援教育の体制を作ることが重要です。

特別な支援が必要な子どもについては、園内委員会を開催し、一人一人に応じて、きめ細かに適切な支援の方法を考えていきます。園内委員会で検討された内容を基に個別の指導計画を作成し、教職員が共通理解して適切な指導や対応を行えるようにしていくことが必要です。

また、各行事の前には、園全体で一貫した共通の支援が行えるよう話合いを行い、組織的な支援ができるような体制を整えることも大切です。

職員の支援体制を構築するためには、幼稚園、保育所等内外の研修を通して、すべての教職員が特別支援教育についての知識、理解を深め、指導や支援に関する技術・技能の習得をすることが必要になります。

保護者との連携

乳幼児期段階の保護者は、子どもの成長の中で色々な不安や悩みを抱えていることが多くあります。まずは、保護者の気持ちや思いを受け止め、相互の信頼関係を築くことが大切です。保護者の気持ちに寄り添うことで、多くの情報を共有することができます。家庭において、困った行動や日ごろの生活の中で気になっていることはないか等を聞き取っていき、園での支援に生かしていきます。園の生活で上手にできていること、工夫していること等、子どもへの具体的な手立てを伝えることも大切です。

また、個別の相談等で知り得た情報については、プライバシーの保護、秘密の保持に留意しましょう。保護者の心情によっては、相談を行う場所、時間帯等にも考慮しておくことが大切です。

関係機関との連携

各市町村の保健所や保健センターでは、1歳6か月検診、3歳児検診の結果から、支援を必要としている幼児、保護者に対して、丁寧にフォローアップをしています。保護者の了解を得ながら、保健師等と連携をとることで多くの情報を共有することができます。乳幼児の実態によっては、必要に応じて地域療育サポートセンターのコーディネーター等につないで、専門的なアドバイスをもらうことも必要になります。

特に就学前の幼児は、更にきめ細かな支援体制を作っていくために小学校や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連絡を取り合い、適切な対応を図っていくことが大切になります。その他、発達支援センターや医療機関等の専門機関と連携を図り、必要に応じて助言等を得ることも必要です。また、就学前には、小学校との交流学習や職員同士の連絡会、情報交換、相互理解の交流等を行い、積極的な連携を図るように配慮していきます。特に、特別支援学級や特別支援学校への就学については、市町村の就学指導委員会へつないでいくことが大切です。

幼稚園等での特別支援教育コーディネーターの活動例

月	園の行事等	特別支援教育コーディネーターの活動内容
4	入　園　式 始　業　式	**啓発、共通理解を図る** ・園長による特別支援教育に関する内容の啓発 ・特別支援教育コーディネーターの指名 ・前年度の引継ぎ ・幼児の実態把握、行動観察 ・家庭訪問、保護者会等を活用した願いや生育暦の聞き取り
5		**個別のプロフィールの作成、整理** ・教育相談のアンケートの実施 ・保護者からの聞き取り、資料からの抜粋での作成
6		**個別の指導計画の目標設定、支援方法の検討** ・個別の指導計画に基づく支援の実施 ・指導の手立てについて職員間で共通理解と確認
7	（夏休み）	**短期目標の見直し、次の目標設定、確認** ・これまで行ってきた支援の評価 ・今後の指導の修正、支援の手立ての確認
8		**就学相談会への参加** ・各市町村委員会ごとの就学相談への参加

月	園の行事等	特別支援教育コーディネーターの活動内容
９		**ケース検討会** ・昨年の反省を生かした運動会、発表会の支援の検討と準備 ・昨年の反省からの共通理解
１０	運　動　会	**個別の指導計画の目標設定、支援方法の検討** ・支援の実際、手立て
１１	発　表　会 小学校見学	**小学校および特別支援学校の見学** ・実態に応じた学校見学の実施と情報の共有 **短期目標の見直し、次の目標設定、確認** ・これまで行ってきた指導の評価 ・今後の指導の修正、指導の手立ての確認 **小学校就学前検診後の教育委員会との連携**
１２		**個別の指導計画の目標設定、支援方法の検討** ・支援の実際、手立て
１		**短期目標の見直し、次の目標設定、確認** ・これまで行ってきた指導の評価 ・今後の指導の修正、指導の手立ての確認
２		**小学校との連絡協議会（小学校との引継会）の参加** **保護者との面談**
３	卒　園　式 終　業　式	**次年度への引継事項の整理、確認**
年間を通して		・１歳６か月・３歳検診の情報交換 ・保健師、地域療育、教育機関の巡回相談の活用 ・園内の職員、保護者へ特別支援に関する啓発 ・対象となる幼児に対してのケース会や事例検討会の実施

６　特別支援教育の取組の実際　～小学校～

小学校での支援の気付き

小学校では6年間という長い期間を過ごすため、学年や発達段階に応じて変化していく子どもたちの様子に沿った気付きの視点が必要です。視覚や聴覚の困難さに関しては、本人からの訴えが弱い場合があるため、周囲からの早期の気付きが必要です。

低学年では、学校生活への適応や学習に向かう姿勢、日常生活の場面での様子などに目を配っていきます。登下校の様子や放課後の過ごし方（地域・児童クラブ・学童保育など）についても情報を得ていきます。特に新入児については幼稚園等との情報交換が必要です。

中学年では、クラスの人数が多くなり、教科の学習も多くなります。学習の定着や学習に向かう姿勢の面で実態差が大きくなる時期でもあり、低学年のうちはあまり目立たなかった児童へも目を向けていくことが必要です。

高学年では、身体的・心理的な成長時期に合わせた気付きが必要です。不登校や非行・暴力などの二次的な状況も考えられるため、早期の気付きが求められます。

実態把握の方法

障がいを発見するということではなく、どのような支援を必要としているかを知るために実態把握を進めていくことが大切です。学年の先生や専科担当、養護教諭などの協力を得て実態把握していくことで、より詳しく客観的な情報の整理ができます。

日常の学校生活等での様子を行動観察し、記録としてまとめていきます。出来事だけではなく、時間帯やその前後の状況、その出来事の後に周囲がどう対応したかを加えて記録していきます。実態把握シートやチェックリストを活用して実態把握を行う場合は、できるだけ複数の職員で観察していくようにしましょう。自宅での様子や保護者の困っていることなど、面談や家庭訪問等による聞き取りを行います。

すでに診断等を受けている場合、医療機関などの関係機関でより詳しい実態に関する情報が得られることが考えられます。保護者と十分な話し合いを行った上で、情報提供を受けることも必要です。

学級での支援

実態からどのような支援が必要であるかを検討し、学級で工夫できることや家庭との連携で取り組めることについて支援を行います。「実態把握はできたが、どう支援したらよいか分からない」「特別な支援を、本人や周りの児童にどう伝えたらよいか」といった悩みが出てくることが考えられます。担任が一人で悩むのではなく、校内委員会等を活用した検討が行えるよう、特別支援教育コーディネーターは担任との情報交換を進めていきます。

校内委員会・ケース会議の開催

校内委員会は、適切な支援を計画的・組織的に行うために各学校の状況に応じて柔軟に運営していきます。定期的な実施だけではなく、臨時的に開催することもあります。担任や特別支援教育コーディネーターが悩みを抱え込んでしまわないよう、校長の強いリーダーシップの下で組織的に支えていくことが必要です。

個々の児童の具体的な支援方法などの更なる検討のために、ケース会議を行います。担任や特別支援教育コーディネーター、学年主任など支援に当たる校内の職員で行いますが、保護者や関係機関の方々にも集まってもらい多面的に検討することも考えられます。新入児や卒業生の引継ぎのために、幼稚園等や中学校とのケース会議を行う場合もあります。

校内支援体制

担任の気付きから、実態把握、学級での支援、校内委員会を中心としたケース会議や教育相談までの流れについて説明しました。このような流れでスムーズに行えない場合は、校内の支援体制に不具合が生じている可能性があります。「特別支援教育に関する校内支援体制チェックリスト」を使って、学校の支援体制を評価してみることが必要です。問題点が明らかになったら、校長のリーダーシップの下、支援体制の工夫を行います。

保護者との連携

保護者の複雑な思いに寄り添いながら、一緒に解決していくための関係づくりを心がけましょう。保護者も、十分に理解していくためには時間がかかることがあります。そのためにも、校内委員会等を活用して、長い期間を通して分かり合っていく姿勢が重要です。

支援が必要な児童の保護者だけでなく、保護者全体や地域に対して特別支援教育に対する理解を普及・啓発していくことも大切です。PTA総会や地域行事などの中で、特別支援教育に関する学校の取組を紹介し、理解を求めていきます。

個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成

実態に基づいた支援の方法や目標を設定して、計画的・継続的に支援していくために「個別の指導計画」を作成します。個別の指導計画には児童一人一人の特性などに合わせて、きめ細かな指導が行えるよう、具体的に指導目標や指導内容・方法などを記載するよう学校ごとに書式を定めておきます。中学校への引継資料としての活用が考えられるので、中学校区ごとに統一した書式を利用する工夫も必要です。

子どもたちは学校だけではなく、家庭や地域の中で暮らし成長していきます。多くの関係者や関係機関による一貫した支援を行っていくために「個別の教育支援計画」を作成します。対象の児童に関わる医療、福祉、労働等の様々な分野からの視点で、個々のニーズや支援の目標、内容、評価について支援を行う機関の役割を明確にして記載します。

関係機関との連携

児童への支援がうまくいかない場合や支援の方向性が明確にできない場合など、小学校だけでは解決できないことがあります。その場合は、校内委員会で関係機関との連携の必要性について検討します。関係機関も、医療・福祉・教育などそれぞれの立場から協力できることがありますので、状況に応じた関係機関への適切な連携を求めましょう。管理職が、関係機関との連携が必要かどうかについて最終的な判断を行った後、特別支援教育コーディネーターは、連携の窓口として日程の調整などを行います。

小学校の特別支援教育コーディネーターの活動例

<table>
<tr><th>月</th><th>行事・会議等</th><th colspan="2">特別支援教育コーディネーターの活動内容</th></tr>
<tr><td>前年度</td><td>校内支援委員会</td><td colspan="2">・新入児保護者教育相談の計画・運営
・卒業生に関する中学校との引継ぎ
・次年度への引継事項の整理
・校内支援委員会の召集・運営（校内体制について、年間計画の反省）
・支援が必要な児童の校内引継の準備（個別の指導計画、個別の教育支援計画の確認）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>始業式
入学式
校内支援委員会
職員会議
参観日
ＰＴＡ総会</td><td rowspan="4">臨時校内支援委員会・ケース会議・教育相談・巡回相談の活用</td><td>・支援が必要な児童の校内引継の計画・実施
・新入児の情報収集と引継ぎの計画・実施
・校内支援委員会の召集・運営（校内体制及び年間計画の検討→校長が職員会議で共通理解を図る）
・ＰＴＡ総会にて保護者への啓発（相談窓口の紹介）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>校内実態把握月間
特別支援教育研修会①</td><td>・職員の研修ニーズ調査アンケート
・研修会①の計画・実施（実態把握シートを活用した実態把握の進め方、個別の指導計画の作成方法）
・児童クラブとの情報交換会を計画・実施</td></tr>
<tr><td>6</td><td>校内支援委員会</td><td>・校内支援委員会の召集・運営（実態把握月間の報告、教育相談計画および関係機関との連携を検討、特別支援教育便りの発行準備）
・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成の呼び掛けと作成状況の確認</td></tr>
<tr><td>7</td><td>夏季休業</td><td>・研修会②の計画（外部講師招聘）
・夏季休業中の教育相談
・幼稚園等との合同連絡会の計画・実施（新入児についての情報交換、学童保育での様子、次年度入学予定児の状況確認）</td></tr>
</table>

		臨時校内支援委員会・ケース会議・教育相談・巡回相談の活用	・小・中学校特別支援教育連携会議(個別の指導計画、個別の教育支援計画の様式検討、児童生徒についての情報交換)
8	**特別支援教育研修会②** **校内支援委員会**		・研修会②の計画・実施(アンケート結果による内容、外部講師招聘) ・校内支援委員会の召集・運営（巡回相談活用の必要性の検討、特別支援教育便り発行準備) ・ケース会議（運動会、学習発表会に向けた支援の検討)
9	運動会		・運動会練習での支援について校内で共通理解 ・巡回相談の計画と実施（個別ケースごとに巡回相談の必要性に応じた派遣手続)
１０	修学旅行 宿泊学習 **特別支援教育研究授業**		・ケース会議（修学旅行や宿泊学習に向けた支援の検討) ・特別支援学級作品展実施の協力 ・特別支援教育の視点を含んだ研究授業の計画と検証
１１	就学児検診 学習発表会 特別支援学級作品展 校内就学指導委員会		・就学児検診での教育相談 ・校内での在籍変更や、卒業生の進路等についての協議
１２	冬季休業 **特別支援教育研修会③**		・個別の指導計画見直しの呼び掛け（支援の評価と目標・手立ての検討) ・研修会③の計画・運営（特別支援学校と連携して学年ごとに合同ケース会議､個別の指導計画の見直し)
1	**校内支援委員会**		・校内支援委員会の召集・運営（巡回相談活用の必要性の検討、幼・保・小・中連携の計画、特別支援教育便り発行準備)
2			・幼稚園や保育所等と合同連絡会の計画・実施 ・小・中学校特別支援教育連携会議（新入生徒についての引継ぎ)
3	新入学児説明会 **校内支援委員会** 卒業式 修了式 学年末休業		・新入学児保護者へ特別支援教育の啓発や教育相談の紹介 ・校内支援委員会の召集・運営（年間のまとめ、次年度の活動計画検討) ・支援が必要な児童の校内引継準備(個別の指導計画、個別の教育支援計画の確認)

7　特別支援教育の取組の実際 ～中学校～

中学校での支援の気付き

基本的には、小学校までに子どもの特性などに気付いて、中学校へ支援の引継ぎが行われることになりますが、中学校段階で新たに、不登校や登校渋り、うつ傾向、非行や暴力等の二次的な障がいとして現れる場合がありますので、次のような点に注意をしましょう。

- 学力不振、特定の教科や内容において苦手さがある。
- 友達とのトラブルや不登校、問題行動等が頻繁に見られる。
- 不眠、食欲不振、朝夕の違い、体のだるさなどの身体的な症状や、やる気が出ない、楽しめない、気持ちの切り替えがなかなかできないなどの精神的な症状がみられる。

実態把握の方法

中学校は、教科担任や部活動顧問など、複数の職員が関わるため、学級担任だけで生徒の実態を把握することは難しいでしょう。校内全体で関わりのある職員ができるだけ複数で実態把握を多面的に行うことになります。

学級での支援

中学校の授業は、教科担任制であるため、子どもの特性や支援の方法について、全職員が共通理解しておくことがとても大切です。例えば、書くことが苦手な生徒について、どの教科でも書く活動の時には、マス目の入ったノートを使用させたり、衝動的で注意集中することが困難な生徒には、実験や実習の際には、安全面に配慮をしたりするなど、どの教科担任でも同じような支援ができるように共通理解を図って支援を行うことが大切です。

校内支援体制

中学校では、学力の低下や不適応行動、不登校や非行など、二次的な障がいが現れたり、深刻化する場合があります。このような観点からも、中学校では、二次的な障がいへの予防に重点をおいた支援体制が必要になります。そのため、特別支援教育コーディネーターを中心に、生徒指導主事や養護教諭等と連携しながら、全職員で支援チームを編成しながら、校内支援体制を構築していく必要があります。

校内委員会の開催

中学校の校内委員会においては、生徒指導主事や進路指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーなど二次的な障がいや進路等を考えたメンバーで構成する必要があるでしょう。また、他の委員会等を兼ねたり、又は連携したりしながら、校内委員会を計画的かつ効率的に行いましょう。

ケース会の開催

中学校でのケース会議は、本人や保護者、様々な校務分掌の担当者や関係機関など、ケースによって、メンバーを精選して、招集することが大切になります。

また、小学校からの引継ぎのためのケース会議や高等学校へ情報を提供をするためのケース会議を計画し、運営することも大切になります。

保護者との連携

中学校の段階では、保護者は子どもについての捉え方が、ある程度固まっている場合があり、子どもの問題が表面化してから相談につながるケースも少なくありません。できるだけ二次的な障がいを予防するという観点を踏まえると、早めに保護者に気付きの目をもってもらう必要があります。保護者への特別支援教育についての情報や校内での支援体制等を積極的に提供するようにしましょう。

また、保護者は学級担任に相談する場合が多いので、特別支援教育コーディネーターは、学級担任と連携を密にしながら、相談体制を検討し、進路や将来的な視点も含めた相談ができるようにしましょう。

個別の指導計画の作成

中学校では、小学校からの引継ぎを積極的に行うため、小中合同連絡会などを開催し、これまでの支援経過や個別の指導計画の内容等を把握しておく必要があります。また、小学校での個別の指導計画をもとに中学校では、どのような支援を行っていくのか、校内委員会で十分に検討しましょう。また、卒業後の進路についても、個別の指導計画に盛り込む必要があるでしょう。

中学校は、教科担任制ですので、教科等の担当者は、個別の指導計画の内容を共通理解しておく必要があります。特別支援教育コーディネーターを中心に、全職員が共通理解を図る場の設定も大切になります。

さらに、中学校卒業後の進路先に積極的に個別の指導計画についての情報を提供しましょう。基本的には、保護者の同意があれば、そのまま個別の指導計画を渡すことも可能ですので、保護者との話し合いも十分に行いましょう。

関係機関との連携

関係機関と連携する際には、生徒への支援がうまくいかない場合や支援の方向性が明確にできない場合など、校内で十分に検討した結果、関係機関との連携が必要という校内委員会での結論が必要です。そして、そのことを特別支援教育コーディネーターが十分に把握し、窓口として連携を図ることになります。

学級担任から相談を受けて、特別支援教育コーディネーターの判断で関係機関に連絡をするのではなく、外部（関係機関）に伝える場合は、学校の考え方として受け止められますので、管理職を交えた校内委員会で検討した上で、連携を図るようにしましょう。

進路についての支援

具体的にどういう進路先があり、どのような教育課程があるのか、情報を把握しておく必要があります。特に、特別支援学校の高等部への進学を考える場合に、障がい者手帳は必要なのか、必要であれば、児童相談所での判断や医療的な診断が必要なのか等の情報も確認しておきましょう。また、そのためには早めの進路指導が必要になります。

高等学校への進学を考える場合には、最近では、生徒の特性に応じたコースのある学校も見られるようになってきました。具体的にどのようなカリキュラムなのか、入学の条件などについて情報を把握しておきましょう。

また、県立学校の進学を考える場合には、入学試験や入学後において、特別な配慮が可能なのかどうかを中学校校長から入学希望先の高等学校へ伝え、話し合いを行う必要があります。

中学校の特別支援教育コーディネーターの活動例

月	特別支援教育コーディネーターの活動内容
4	**校内委員会のメンバーの検討、招集と運営** ・管理職と話し合い、校内委員会のメンバーを決定 ・校内委員会を開催し、本校の特別支援教育及び校内支援体制について提案、検討、決定 **全職員への説明（共通理解）** ・本校の特別支援教育の基本方針及び校内支援体制について、全職員の共通理解を図るため、職員会等を活用し、説明（校長のリーダーシップを考えると校長からの説明がよい）
5	**校内委員会の開催** ・具体的な実態把握の方法や手順等について提案、検討、決定 ・個別の指導計画の作成について、形式や手順を提案、検討、決定 **校内研修会の開催** ・実態把握の方法や手順について、職員へ説明及び演習等の研修を実施 ・個別の指導計画の作成について、職員へ説明 **保護者への説明** ・ＰＴＡ総会等を活用しながら、保護者へ校内の特別支援教育の基本方針や校内支援体制、相談窓口等についての説明（校長のリーダーシップを考えると校長からの説明がよい） **実態把握表などの回収、集約** ・特別な教育的支援の必要な生徒について、実態把握表を回収・集約
6	**校内委員会の開催** ・実態把握の結果に基づき、特別な教育的支援の必要な生徒についての具体的な支援及び体制について検討 ・具体的な支援策が決定した生徒については、個別の指導計画を作成 **全職員への説明（共通理解）** ・特別な教育的支援の必要な生徒について、個別の指導計画を用いながら、全職員へ説明 **職員や保護者、地域への理解推進** ・職員や保護者、地域に「特別支援だより」等を作成し、情報発信 ・保護者へ教育相談の手順等についてのプリントを発行 **職員研修についてのアンケート調査の実施** ・特別支援教育について、具体的研修ニーズを把握するための、職員へのアンケートを実施

月	特別支援教育コーディネーターの活動内容
7	**研修授業の実施** ・特別支援教育の視点を取り入れた研修授業の実施（啓発研修） **※ケース会議の開催（適宜実施）** ・校内委員会の結果を受け、保護者や関係機関との連絡・調整を行い、ケース会議を実施
8	**校内委員会の開催** ・中学３年生で特別な教育的支援の必要な生徒の進路希望把握及びや進路先の検討 **校内研修会の開催** ・外部講師を招いての研修会の実施（職員へのアンケート調査結果に基づいた内容） ※　事前に外部講師と連絡・調整 **保護者との面談の実施** ・申し出のあった保護者と教育相談を実施　※必要に応じて、適宜実施
9 ～ 11	**職員や保護者、地域への理解推進** ・職員や保護者、地域に「特別支援だより」等を作成し、情報発信 **生徒達への理解啓発授業の実施** ・特別な教育的支援の必要な生徒等の特性を理解するための、理解啓発授業の実施 **校内委員会の開催** ・特別な教育的支援の必要な生徒についての具体的な支援策の検討 ・中学３年生で特別な教育的支援の必要な生徒の進路先及び高等学校等への情報提供の検討 *※　必要に応じて、校内委員会やケース会議を開催*
12	**校内委員会の開催** ・特別な教育的支援の必要な生徒について、支援の評価及び改善 ・新年度入学予定で特別な教育的支援の必要な生徒について、小学校との合同連絡会の検討
1	**校内委員会の開催** ・特別な教育的支援の必要な生徒について、支援の状況等の報告や改善点について検討
2	**校内委員会の開催** ・今年度の校内支援体制についての評価、改善点の検討 **ケース会議の開催** ・対象生徒の次年度へ向けた支援の在り方について、保護者や関係機関等を交え検討 **職員や保護者、地域への理解推進** ・職員や保護者、地域に「特別支援だより」等を作成し、今年度の特別支援教育の取組における成果等の発信
3	**校内委員会の開催** ・特別な教育的支援の必要な生徒について、支援の評価、改善点の検討及び次年度への引継事項等の整理（個別の指導計画の評価、引継ぎ） **全職員への説明（共通理解）** ・特別な教育的支援の必要な生徒について成果や課題等を説明し、次年度へ向けての共通理解 **小学校との合同連絡会を開催** ・次年度に入学予定の小学６年生について、校区の小学校の特別支援教育コーディネーターと連絡・調整し、特別な教育的支援の必要な生徒についての情報交換会を実施 **高等学校への情報提供** ・高等学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、中学３年生の特別な教育的支援の必要な生徒についての情報交換会を計画し実施

８　特別支援教育の取組の実際　～高等学校～

高等学校での支援の気付き

高校生は、急速な身体面の成長や成熟を特徴とする思春期の心理的発達の時期にあります。自意識が発達し、家族との結びつきが弱くなる一方、学校をはじめとする仲間との関係性が強くなっていきます。反面、他者からの評価が気になり、極端な自己中心的行動や精神面での不適応行動に陥ることもあります。

このような状況が背景にあるため、高校生に見られる学習や行動の困難さが、発達障がい等の障がいによるものかどうか判断がつきにくい場合も多くあります。しかし、発達障がい等のある生徒は、このような困難さに対して周囲が理解を示さず不適切な対応を継続すると、学習上や生活上の困難さに加え、自尊感情の低下を招き、不登校や中途退学、非行、暴力等の二次的障がいを示すことも少なくありません。したがって、学習指導や生徒指導を行う際には、「問題の背景に、発達障がい等による困難さがあるかもしれない」と考える適切な気付きの視点をもつことが大切です。

■特別な教育的支援が必要な生徒への気付きの視点（一部）

学習面

・説明や指示の聞き落しが多く、聞いていないように見える。
・板書を一定の時間内に書き取ることができない。
・特定の教科が極端に苦手である。

行動面

・集中できず、常に体の一部を動かしている。
・整理整頓が難しく、大事な物をよく忘れたりなくしたりする。
・特定の物や順番等への強い固執がある。

対人関係面

・場面や状況に合わない発言や行動をする。
・冗談や暗黙の了解が通じずに、言葉通りに受け止めてしまう。
・一方的に自分の話を続けてしまう。

校内支援体制

高等学校では、特別な教育的支援が必要な生徒に、学年を中心とした多くの教職員が関わります。また、高等学校で特別な支援が必要な生徒は、学習面や生活面、対人関係面等に多くの課題を複雑に抱えていたり、二次的障がいへの対応が求められたりするため、一貫した方針の下での支援が特に重要です。したがって、担任が一人で支援を担うのではなく、対象の生徒に関わるすべての教職員が、個々の生徒の教育的支援について理解し、どこでも、いつでも共通した支援を組織的に行えるようにすることが大切です。そこで、次に示すような特別支援教育の校内支援体制を、各校の実態に応じて整備することが重要になります。

校内委員会の開催

高等学校でも、特別な教育的支援が必要な生徒について、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、適切な支援を組織的、計画的に行うために、特別支援教育に関する校内委員会を設置することとなっています。ただし、校内委員会は、学校の状況によっては、生徒指導・不登校対策委員会等の校内の既存の組織を活用すること等により、運営することも可能です。

校内委員会では、支援が必要な生徒の関係者が一堂に会して、生徒のニーズや実態を共有し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することで支援方策を具体化します。保護者や関係機関と連携したり、関係する教職員の共通理解を図ることも必要です。また、特別支援教育推進のための校内研修も企画・運営します。

実態把握の方法

各学校では、特別な教育的支援が必要な生徒の存在や状態を確かめ、一人一人に応じた適切な支援を行うために、生徒の実態把握に努める必要があります。高等学校では、支援を要する生徒の行動等の背景に、様々な要因が複雑に絡んでいる場合が多くあるため、多面的な情報を収集し丁寧に実態把握をすることが重要です。担任だけではなく、その他の教科担任や養護教諭、部活動担当、生徒指導担当、また、保護者や対象生徒が関わる関係機関、中学校からの情報も集約します。また、生徒の示す困難さについての情報だけでなく、生徒の願いや得意な面、うまく行動できた状況等についても把握し、支援に生かすことが重要です。

実態把握の方法

- ○ 行動観察
- ○ 面談等による本人や保護者からの聞き取り
- ○ 対象生徒に関わる教職員等からの聞き取り
- ○ 指導の記録や成績の分析等
- ○ 本人の提出物や学習の記録、ノート、作品等
- ○ 特別な教育的支援の必要性を把握するチェックリスト
- ○ 各種心理検査等

実態把握の内容

- ○ 学力・学習の状況
- ○ 性格・行動の状況
- ○ 対人関係・社会性の状況
- ○ 生育歴
- ○ 相談歴
- ○ 医学的な所見
- ○ 本人や保護者の願い

個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成

特別な教育的支援が必要な生徒が、将来にわたって自立し社会参加していくためには、多くの関係者や関係機関による一貫した支援が必要です。このため、卒業後までを見据えた長期的な視点に立ち、対象生徒のニーズを把握して、関係機関の連携による適切な支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成することが必要になります。

「個別の教育支援計画」は、対象生徒に関わる保護者や医療、福祉、労働等様々な分野の関係者、関係機関が話し合いながら、一人一人のニーズや支援の目標、内容、評価について具体的に記述していくものです。

さらに、この「個別の教育支援計画」に基づき、各学校において対象生徒の実態や教育的ニーズに応じた適切な指導を行うために「個別の指導計画」を作成していきます。生徒の実態やニーズによっては、支援を早期に開始するために、「個別の指導計画」を優先して作成する場合もあります。

ケース会議の開催

ケース会議は、校内委員会での検討では支援方策の具体化が十分でなかった場合等に、必要に応じて、対象の生徒の関係者が集まって「個別の指導計画」等を基に、さらに協議を行い、生徒への関わり方の方針や具体的な支援の方法等を決めるものです。校内委員会よりさらにメンバーを精選し、少ないメンバーで機動力を発揮して検討できるようにします。保護者の協力の下、必要に応じて対象生徒に関わる医療や福祉等の専門家を招き、多面的にケースの検討を行います。ケース会議では、参加者が意見を十分に出し合い、共通理解した上で検討を進めることが、実際に支援を行っていく上で大変重要です。ケース会議の内容は、校内委員会で報告し、関係する教職員の共通理解を図ります。

支援の実際

各教科の指導では、個々の生徒がどのようなことで困っているのかを把握し、その生徒にあった効果的な支援の方法へとつなげていくことが重要です。教科の特性に応じた支援の仕方や分かりやすい説明の仕方、課題の分量やプリントのレイアウト等、個々のニーズに応じた内容や方法を工夫し、教職員間で共有して生かすことが重要です。

また、発達障がい等のある生徒は、周囲の状況や対応の仕方によって、大きく状態が変化します。些細なことで集中できなくなったり、反対に少しの配慮で落ち着いて取り組むことができたりすることを十分理解し、適切な環境や対応について工夫していくことが重要です。さらに、対象の生徒だけでなく、周りの生徒たちへどのような指導を行うかも重要となります。特別な支援を必要とする生徒は、周囲の生徒たちの関わり方に大きく影響を受けますので、集団づくりや仲間づくりを考慮した生徒指導、学級経営が必要となります。

保護者との連携

高等学校では、生徒と保護者との関係性が多様になります。また、高等学校に対する保護者の願いも様々です。保護者を取り巻く環境や心理状態を推察し、保護者の気持ちを受け止め、保護者とともに生徒に対する支援を考え、協力して取り組んでいこうとする姿勢が大切です。保護者を、連携して支援を行う重要な関係者の一人であると捉え、情報を共有するとともに、家庭と学校とが役割分担して支援することが望まれます。

関係機関との連携

校内委員会等で検討し、組織的、計画的な支援を行っても、十分な成果を上げることが難しい事例では、特別支援学校等の専門機関との連携を図ることが必要な場合があります。専門機関と連携を図り、助言等を依頼する場合には、事前に校内委員会での検討を行い、これまでの支援の計画や経過についてまとめるとともに、依頼したい内容について十分協議をしておく必要があります。専門機関及びその活用の例には次のような場合があります。

関係機関

- ○ 特別支援学校（特別支援教育コーディネーター）
- ○ 教育研修センター
- ○ 児童相談所
- ○ 発達障害者支援センター
- ○ 障害者職業センター

関係機関の活用例

- ○ 特別支援教育に係る校内研修の講師の依頼
- ○ 心理検査等の実施
- ○ 生徒への適切な教育的支援についての助言
- ○ 健康・心理、行動面に係る支援についての医師等からの助言
- ○ 生徒の進路、就労についての労働関係機関からの助言

高等学校での特別支援教育コーディネーターの活動例

月	校内支援体制に関する会議等	特別支援教育コーディネーターの活動内容
4	**職員会議** ・特別支援教育推進計画の提案（校長より） **第一回校内委員会** ・年間計画の確認 ・実態把握、校内研修等の検討 ・支援の継続の確認、引継ぎ **PTA総会** ・保護者に対する特別支援教育体制についての理解啓発	・特別支援教育の校内推進体制の計画案作成 ・校内委員会年間計画作成 ・支援の必要な生徒の引継資料の確認・整理（個別の指導計画・教育支援計画） ・校内委員会の招集・運営 ・実態把握の方法について立案 ・研修の内容・講師について立案（特別支援学校と連携） ・校内委員会の内容の職員への周知 ・ＰＴＡ総会での「特別支援教育に関する説明」 ・保護者・本人との教育相談（通年随時） ・「特別支援教育だより①」発行
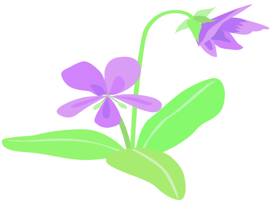
月	校内支援体制に関する会議等	特別支援教育コーディネーターの活動内容
5	**第一回特別支援教育校内研修会** ・テーマ「特別支援教育の理解と対応」 **第二回校内委員会** ・実態把握の結果 ・支援の必要な生徒のリストアップ ・ケース会議の計画検討	・校内研修のアンケート実施 ・実態把握の実施（チェックリストの配布） ・実態把握の結果のまとめ ・校内委員会の招集・運営 ・支援が必要な生徒についての情報収集 ・ケース会議の計画の立案 ・個別の指導計画についての立案
6	**ケース会議①（校内）** ・個別の指導計画の作成	・ケース会議のメンバーの検討、招集、運営 ・支援が必要な生徒の対応について、職員への周知
7		・「特別支援教育だより②」発行
8	**第三回校内委員会** ・支援の必要な生徒の経過確認 ・ケース会議の報告、校外の関係機関との連携の検討 ・校内研修の検討 ・ケース会議の計画検討	・支援が必要な生徒についての情報収集 ・校内委員会の招集・運営 ・支援が必要な生徒のニーズに応じた関係機関との連携について立案 ・研修の内容・講師についての立案（教育研修センターとの連携） ・ケース会議の計画の立案
9	**ケース検議②（含・関係機関）** ・個別の教育支援計画の作成（卒業後の移行支援の検討）	・保護者や対象生徒のニーズに応じた関係機関との連絡調整 ・ケース会議のメンバーの検討、招集、運営 ・支援が必要な生徒への対応について職員への周知
10	**第二回特別支援教育校内研修会** ・テーマ「障がい特性に応じた支援の在り方」	・校内研修のアンケート実施
11	**第四回校内委員会** ・支援の必要な生徒の経過確認 ・ケース会議の報告	・支援が必要な生徒についての情報収集
12		・「特別支援教育だより③」発行
1		・支援が必要な生徒についての情報収集
2	**第五回校内委員会** ・今年度の活動のまとめ ・支援の必要な生徒の支援のまとめ ・引継連絡会の計画	・校内委員会の招集・運営 ・支援の必要な生徒の引継資料の整理・保管（個別の指導計画・教育支援計画） ・引継連絡会の内容の検討
3	**引継連絡会** ・来年度の特別支援教育の推進計画 **職員会** ・特別支援教育推進のまとめ	・中学校や進路先との引継連絡会の運営、資料準備 ・引継連絡会の収集・運営 ・特別支援教育の推進計画の立案 ・特別支援教育の現状と課題について立案